



法律の規定にかかるわらず、見返り資本及び復金貸付金の一般担保に先立つて、先取特權を持つ事態になるかもしれないと発言されておるのであります。かつ四月四日の本委員会において、私は並びに有田同僚委員の質問に関連いたしまして、官舰政務次官及び大蔵省理財局長は、国内的には電気事業会社の外債支払い義務及び担保効力は消滅しておりますと申しながら、一方では、この外債の担保になつてゐる工場財團は保全している旨、苦しい答弁をされております。また乗りかえ償還、それに関連して外資の導入を考えていると申され、外資導入法もこのために準備していることを明らかにされたのであります。外貨電力債は二十五年一月一日現在米貨債二千四百五十三万五千五百ドル、英貨債三百万七千六百七十六ポンド、この元利合計は百七十七億円余りであります。そしてこのほとんどは米貨債であります。しかもこの米貨債の有力引受け会社であるディロン・リードの副裁として、アメリカの前陸直次官ドレバーハー氏が先般来朝されて、日本の電気事業に着する外資の導入問題について、所見を述べられたと聞いておるのであります。が、こういう事情と、私が先ほど述べました政策当局の答弁を考えて合せて、ただいま折衝中でありますという官舰政務次官が言われた外債処理問題を考え、かつ本案のもう一つの提案理由である、将来の起債に影響するおそれもありますので、これの支障をなくすということを考えますならば、この外債処理が戦前の状態に復活

するか、あるいはいわゆる乗りかえ債を守るまつたく売国的な法律案であると断ざざるを得ないのであります。いわんや電力社債中、内国債はほんのうちに足らぬものであります、と昨日の委員会で官憲政務次官自身おつしやつておりますから、この法律の目的とする社債権者の権利は、外国人社債権者の利益であることは明らかであります。私はこの法律案に反対するならば、電産の労働者におこられるそとある野党議員から言われたのであります。が、その理由は本法律によつて日発に対する見返り資金の融資が楽になること、及び特別担保を設定した場合の財国の組成及び維持に要する費用を省くものであるので、これに反対することは日発に対する融資を妨げるものであるから、電産労働者のお叱りを受けるといふのであります。もし見返り資金が日本政府によつて、自主的に運営されているならば、この議員の言われるることも、一応一理があるのであります。が、この見返り資金なるものが、まったく化けものであります。しかもこの法律によりまして、提案理由にもありますように、見返り資金の貸付につきましては、先般いたしました二十八條からなる特約項によりまして、これは日本の歴史上、まだかつてないような、有田議員の表現をかりますならば、屈辱的な條件を持つたものができます。従つて私は以上の理由によりまして、この法律案に對し反対するもの

であります。もし分断に反対されるならば、この法律案に賛成するといふことはおかしい結果になる。なぜならばこのことによつて分断された後に、旧会社は、完全に外国資本に押えられてしまふからであります。こういうことで入つて来るならば、分断された民間は、簡単な法律案であります。そういう意味を持つてゐるということを確信いたしまして、反対の理由とする次第であります。

○神田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

引続き採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際本案の委員会報告書作成の件についてお詰りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願ひたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任を願ひたまのと決します。

○神田委員長代理 次に火薬類取締法案を議題として審査を進めます。質疑を継続いたします。伊藤憲一君。

○伊藤(憲一)委員 昨日化学局長から、生産数量についての御説明があつたのであります。このうち二十四年度の生産につきまして、最初に二万九百トント申されたと思うのであります。後

に一万五千四百五十四トンと記されまして、最初に申し上げたのは、会計年度でありまして、あとから申ししたのは毎年あるという御説明があつたのあります。そこで、二万九百トンと昨日申し上げました、これは生産の計画でございます。それからいま一つの方は実績であります。

○伊藤(憲)委員 二十四年度分について、二万九百トンと昨日申し上げましたが、これは生産の計画でございます。それからいま一つの方は実績であります。

○伊藤(憲)委員 そういたしますと、二十二、二十三、二十四、二十五と、ことに昨年度と今年度を比較いたしますと、五千トンも火薬の生産が増加しているのであります。一休日本の火薬の有効需要というものは、どの程度でありますようか。

○長村政府委員 本年度、つまり昭和二十五年度という意味でございますれば、昨日申し上げましたように、二万五百トンであります。これが本年度の需要にマッチするわけでございます。

○伊藤(憲)委員 重ねてお伺いしますが、昨日の御説明によりますと、日本では現在主として山関係に使われているようですが、日本の鉱山業及び炭山業の現状からいたしまして、その程度のものが普通必要とされるのでありますか。

○農村政府委員 お説の通りに、昭和二十五年度の主要鉱山、その他の要需を予定しまして、今申したよな二五百トンばかりの生産をするわけであります。

○伊藤(憲)委員 では次にお伺いいたしますが、現在ストックが千三百トンと仰せられる。これは昨日もストックとの問題についてお話を出まして、神田

委員長代理からもそれはランニング、ストックだろうというような御発言があつたのであります。このほかに当然政府として把握しておかなければならぬ数量で、火薬商のストックがあると思います。これはないのでありますか、もしありましたならば数量をお伺いしたい。

○農村政府委員 昨日申しましたいわゆるストックは、工場その他の倉庫を全部入れました数量でござります。

○伊藤(憲)委員 そういたしますと、火薬商が特別に持つておるというものはないでござりますか。

○農村政府委員 火薬商として持つておりまするものも入つております。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、昨年の九月七日だと思いますが、板橋で火薬商の協同火薬庫で爆発が起きまして、大惨事が起つたのは御承知の通りであります。これはストックのために起つたのだと思いまが、従来よりのストック数量を承りたいと思ひます。もし現在十三百トン程度のストックしかないとするならば、二十二年からのストック数量を承りたいと思ひます。

○農村政府委員 先般の板橋の爆発事件は、もとより火薬庫に入つておりました火薬が破裂したわけでござります。数量としては、六トンそこそこのものでありますて、今申しました千三百トンの数量からしますれば、ごくその一部にすぎないわけであります。二十二、二十三、二十四年度のストックの数量につきましては、後刻調べてお知らせいたしたいと思います。

○伊藤(憲)委員 この点は非常に重要な問題でありますて、いずれにしてお

○官憲政府委員 その点は取調べて申し上げることにいたしたいのであります  
が、昨日も申し上げましたように、  
本年度の所要だと考えられますもの、  
生産を、司令部の許可を得ましてつく  
るのでありますから、生産と消費との  
間に必要な日数で換算いたしました量  
は、ストックとなる。これもストック  
という意味かどうかと私は思います  
が、生産から消費への移動期間である  
と考えております。従つて通常の場合  
はストックはございません。志村の火  
薬庫が爆発いたしましても、厖大な火  
薬があつたような心持で御質問があつ  
たと思うのですが、内容は六・  
三トンの鉱山用ダイナマイト等であり  
まして、さような厖大なものが退蔵さ  
れておつた事実はございません。従い  
ましてストックの数量等もまだ調査し  
ておりませんし、司令部から許可され  
たものが、その年に使われてしまうの  
だという原則でやつておりますので、  
五トンでも十トンでも詳しい数量を調  
べて資料を提供せよというのなら、そ  
れはいといませんが、事実を申し上げ  
ろと言つても、ただいま申し上げるこ  
とはできないわけあります。その点  
御了承願います。

○宮幡政府委員 每々申しますよう  
に、その年の所要量を計算いたしまし  
て、そうして司令部の許可を得て、そ  
の範囲内でつくるのでありますから、  
厖大なスタッフがあるなどとは考え  
ておりません。従いましてそれに対し  
まする用意等はないのですが、  
調べまして資料として提出いたしま  
す。しかしながらこれはお気に入れる  
ような数量でないことは、この際申し  
上げてさしつかえないと思ひます。  
○伊藤(高)委員 それでは方面をかえ  
まして、産業火薬会というのがありま  
して、統制が撤廃になりましてから、  
そこへ台湾から火薬の大量輸入を希望  
して来たということを聞いておるので  
あります。が、そういう事実はあります  
か。

○富権政府委員 さような事実は聞き  
及んでおりません。

○伊藤(高)委員 それでは私の質問は  
これで終ります。

○神田委員長代理 次は今澄勇君。

○今澄委員 それでは本火薬類取締法  
案について簡単に質問をいたします  
が、本日はこの法案の概略を通説して  
みて、おもな点だけを質問いたしま  
す。

まずわれ／＼が本法律案を概説して  
感ずることは、提案理由の中で、旧法と  
比較してこの改正の主要点の中に、旧  
法は勅令及び省令への委任が著しく多  
いために、これ／＼出すのだと書いてあ  
るにもかかわらず、本法律案は依然と  
して省令なり政令で定めるという文字  
が非常に入つております。このような  
行政裁量の余地が広汎に留保されてお  
るということについては、本法審議の  
ためにも、どうしてもこれらの省令な

りあるいは政令を知らなければ、われわれは十分なる審議ができません。政府はすでに通産省令をつくつておると思いますが、それのものも出していただきないと、詳細な本法の審議はできぬのじやないか。しかしてまた旧法と比べて、そのような政令なり省令の面を同じようにつくつたという点についての御見解を、ひとつ承りたいと思ひます。

○農村政府委員 新法が現行法すなわち旧法と比べまして違つております一つの点は、ただいま御指摘のような委任の範囲をできるだけ少くしたことでござります。なお委任範囲が相當あるではないかという御質問でございますが、ごらんの通り、旧法に比較すれば非常に詳細にわたつて法律自身で命令、政令あるいは省令に書いてあつたことを規定してあるわけで、残された委任はほとんど技術的なこまかい問題になるので、この部分のみを政令に譲つたわけでござります。

○今倉委員 しかしながら第七條中の通産省令で定める技術上の基準であるとか、あるいは十四條の技術上の基準であるとか、その基準を何も本法へ書き込めという趣旨ではありませんが、それらの基準がどういうふうにされるかは、本法審議の上には重大な問題でありますので、すみやかにそれらの資料を提出願いたいと思ひますが、それが提出できる状態にあるか、それとも提出ができないれば、どのような理由で提出ができないか、ひとつ御答弁願いたい。それから第二十八條の危害予防規程も、どのような危害予防規程をつくられんとしておるか、もしおさしつかえなければ、その構想をひとつお

○長村政府委員 技術上の基準につきましては、はなはだこまかい問題になりますが、各項目ごとに大体こういう事柄については、かような内容の、ごく骨子だけは私ども考えております。これはとりまとめて資料として提出いたします。

危害予防規程の方は、二十八條の規定にありますように、これは各製造業者ごとにその工場、作業状態に即した危害予防規程を設けてもらいまして、それをこちらから認可するという体制をとつておるわけであります。こちらからこういふものでなければならぬといふ一つのタイプをきめておるわけではございません。

○今憲委員 それで第一條に「公共の安全」というのがございますが、この解釈はどのような解釈をしておられるか、「公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。」とあるが、いに、この文句が十七條にも二十四條にも許可の基準になつておりますが、これは解釈のしょうによつては、この文句のためにたいへんな問題が起きると思いますが、この「公共の安全」ということは、一体具体的にどういうふうな考え方を持つておられるかということを、詳細御説明を願いたい。

○長村政府委員 この法律は、一條にござりますように、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する、これを目的としているわけでございます。火薬類はその性質上、もし災害が起りますならば、単にその災害が起つたその場所で、いろいろな被害が起るだけではなく、ひいて一般的にもその安全を

脅かすといふ結果を起しやすくなっています。従いまして災害の発生ということは、これを裏返して見ますならば、やはり公共の安全を脅かす事態を発生するということになるわけであります。従いまして災害の発生を確保するゆえんで、これは一面から見えますれば、災害の発生を防止する。これを他から見ますならば、公共の安全を確保するゆえんであると思うのであります。さような点からこの表現を用いておるわけであります。

○今澄委員 ただいまの公共の安全についての御見解については、いさか不明瞭を欠くものがござりますが、これはまた後でお聞きするいたしましたよ

内に持つて来る場合に許可制度をとつたということになるわけであります。輸出の場合は、すでに国内にあるものを出すだけでありまして、これは必ずしも許可にしなくとも、届出だけで取締りは十分ではないか、かような点も考えて、届出にとどめたわけでござります。

なお御承知と存じますが、例の外国為替の管理及び外國貿易統制の法律によりまして、向うの関係の輸出の許可是、これと離れて存在するわけであります。

○今迄委員 私どもはこれが輸出については届出制で非常に龐大であるということについて、何か大きな含みがあるのではないかというような疑念を抱きますが、この点についても詳細はいま少し資料をととのえて質問いたし

て、さらに火薬といふものは、現在においてはそのほとんどすべてが平和産業に使用されておりますが、これはもちろん戦争用に利用されるところのものであることは言を待ちません。このいわば戦略物資であるだけに、本法においても火薬の取扱い等は、特に慎重にいたしているということは了解できますが、将来火薬産業へ外資の導入が起る、あるいは輸出の振興について政府が特別の処置を講ずるとかいうような問題を、ここに想起しますと、これはこの前の石油についても、われくはいろ／＼な疑点を質問したのでありますから、政務次官からひとつ御見解を承りたい。これは他の産業と同様にやるのか、あるいはものがものであ

るだけに、特別の処置を講ずるか、あるいは将来にわたつて政府として戦争状態に入るというようなときを考えになつて、何か産業上の大きな政策をお持ちになつておるか、この点を御答弁願いたいと思います。

○官署政府委員 御承知のように、兵器、弾薬はボツダム政令によりまして、その製造を禁止せられておりますが、御指摘の弾薬の部類に属する火薬のうち、その産業火薬だけが、年間計画を立てました事前生産許可によつて許されているわけでありまして、その範囲を越えてたゞいまやうとも考

えておりません。なぜならば、御指摘の外資の導入、これは民間外資という意味だと思ひますが、民間外資の導入といふよりは、その生産能力がどううふうに大きくなるか、輸出し得る能力がいつごろ現われて、どういった状態になるかといふ点について、御答弁願いたい。なお北洋火薬等は御承知のように、四年間も北海道に放置されておりましたが、それでもやはりなことは、日本政府としてはもちろん積極的にこれを懇意にいたすよう方針はとつております。輸出においても同様であります。とにかく輸出の方を先ほど御指摘の届出にしたとおいても同じく、これは民間外資の導入、これは民間外資といふ意味だと思ひますが、民間外資の導入とおいても同様であります。とにかく輸出をして要許可條件となつておりますので、この点の拘束もできます。すでに火薬の輸出は昭和二十三年以来絶えていますが、将来火薬産業へ外資の導入が起る、あるいは輸出の振興について政府が特別の処置を講ずるとかいりようなことにつきましても、これは外國為替及び外國貿易管理法に基く所要の許可があります。いわゆる戦略物資として要許可條件となつておりますの

うようにも思ひます。とにかく輸出の方を先ほど御指摘の届出にしたところにつけます。こういつた国においては、外國との比較等の問題は、ただいま資料を持ち合せておりませんので、取調べましてお答えいたします。お尋ねのこまかい点は化学局長からお答え申し上げます。

○農村政府委員 お尋ねのうち、能力につきましては、お手元に差上げてございまする表を御参照願いたいと思ひます。外國との比較等の問題は、ただいま資料を持ち合せておりませんので、取調べましてお答えいたしましたが、お尋ねのこまかい点は化学局長からお答え申し上げます。

○農村政府委員 お尋ねのうち、能力につきましては、お手元に差上げてございまする表を御参照願いたいと思ひます。外國との比較等の問題は、ただいま資料を持ち合せておりませんので、取調べましてお答えいたしましたが、お尋ねのこまかい点は化学局長からお答え申し上げます。

○官署政府委員 産業開発の需要が増大して参りましたならば、年間計画にございません。しかしながらこれを継続して復活して、火薬の輸出をしようとするような計画は、政府としては持つておりません。また民間産業としてこの火薬といふものは、国際情勢の微妙な進展いかんによつては、諸外国における戦争を、わが国が援助するといふことについては、これは商売であるからわれ聞せずといふことになると、先までは輸出された結果、それがどうであるか、それとも現在程度においてこれをとどめられる方針であるかどうか、ひとつ御答弁を願いたいと思いま

す。

○官署政府委員 産業開発の需要が増大して参りましたならば、年間計画にございません。しかしながらこれを継続して復活して、火薬の輸出をしようとするような計画は、政府としては持つておりません。また民間産業としてこの火薬といふものは、国際情勢の微妙な進展いかんによつては、諸外国における戦争を、わが国が援助するといふことについては、これは商売であるからわれ聞せずといふことになると、先までは輸出された結果、それがどうであるか、それとも現在程度においてこれをとどめられる方針であるかどうか、ひとつ御答弁を願いたいと思いま

す。

○官署政府委員 わが国の貿易を盛んならしめる意味におきまして、輸出振興の策は通産省としては、最も重点的におこなつたならば、また許可を与えられる場合もあるうと思ひますが、現在の段階におきましては、みだりに製造許可をいたそろとういうような方針はとつて參つております。なお火薬の製造事業場の点につきましては、戦時中さようなものを製造いたしておりました著者な事業場は、ただいまは陪審設の対象となつております。それで届出制度につきましては、前にも申

きうような御答弁と拜聴いたしておきます。

次は火薬の性能及び価格について、外國に比較した資料を提出してもらいたいと考えるのであります。とりあえず大体の數量は、先般の局長の御答

弁で概略ストックその他についてわかれました。それから将来の国内生産能

力と、その見通しについては、現在の

ストック並びに現在の生産能力、それ

から将来の輸出面で、諸外国と比べて

りました。それから将来の国内生産能

力と、その見通しについては、現在の

ストック並びに現在の生産能力、それ</

述べました通り、これは厳然たる要許可輸出品目になつておりますので、貿易管理法の面におきまして、現状におきまして十分チエックいたしまして、さような審査に違反するような行為にならないよう、厳に取締ることができます。これは自由貿易と申しましても、その処置につきましてはことごとく各種の閑門がありまして、まだ自由貿易の面からはずれておる品目であること、御了解いただけると思います。

次の労働問題の点であります。それは昨日も共産党のさる委員の方々から、こもぐお尋ねがあつたわけでありますが、これは火薬の生産と消費、それからその他の取締り規定であります。労働法規は現にこれによつて拘束せられたり、あるいは制限せられたりするものではございません。労働法規はこれと並行的に存在いたしておりますので、あらゆる労働問題に対しまず解決は、一切の労働法規によつて処理せられることがあります。ただ危険予防規程等の問題も、これも事業場において労資相談の上にお申出いただきました条件につきまして、通産大臣が認可を与えることになつております。従いましてこれによつて一般的な労働運動を阻害したり、防遏したり、あるいは干渉したりするような結果には、絶対にならないと確信をいたしております。次第であります。

○神田委員長代理 それではお詫びいたします。連合審査会開会の件でござります。目下内閣委員会におきまして審査中の通商産業省設置法等の一部を改正する

法律案は、通商産業省の任務、権限、組織等について、經濟情勢の推移に応じ、これを整備せんとするものであります。まして、通商産業省の所管に属する事項を所管し、通商産業行政を監視、督励いたしております。本委員会には、内閣委員会の意向を打診いたしておりますところ、先方におかれましてもその必要を認められ、明後七日午後一時より開会しては、いかがかとの連絡がついておるのであります。が、以上の通り内閣委員会と連合審査会を開会するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。明後七日午後一時より内閣委員会と連合審査会を開くことに決しました。

本日の議事はこの程度にいたしまして、明六日は午前十時より、地方税法案について、地方行政委員会及び運輸委員会と連合審査会を開き、明後七日は午前十時より本委員会を開き、火薬類取締法案の審査を進め、同日午後一時よりは、ただいま申し上げました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会と連合審査会を開会いたしますから、委員各位におかれましても、大いに御精励のほどをお願いいたしたいと思います。これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

〔參照〕

電気事業会社の米国對日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案（内閣提出）  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月二十一日印刷

昭和二十五年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所